

土木建築行政の概要

令和 4 年 度



広島県土木建築局

表紙写真

(主) 矢野安浦線 (川角工区)

令和 3 年 8 月 5 日 供用開始

目 次

1 土木建築局の取組	
(1) 令和3年度土木建築局の主な取組	1
(2) 指標で見る土木建築局	14
2 令和4年度土木建築局行政の基本方針	
(1) 予算編成のポイント	16
(2) 土木建築局における施策体系と主な施策	17
3 土木建築局行政組織	
(1) 組織図	22
(2) 職員現員表	24
(3) 地方機関等の位置等	25
(4) 管内要図	26
(5) 土木建築局組織の沿革	28
4 令和4年度当初予算	
(1) 土木建築局関係	34
ア 歳出予算総括表 [一般会計]	34
イ 歳出予算総括表 [特別会計]	34
ウ 事業別内訳表 [一般会計]	35
エ 財源内訳表 [一般会計・特別会計]	36
オ 予算の推移 [一般会計]	37
(2) 図表 [一般会計]	40
5 令和4年度建設事業執行方針	42
6 平成30年7月豪雨及び令和3年7月・8月豪雨災害からの復旧・復興	48
7 社会資本未来プラン及び関連計画等	53
8 広島デジフラ構想2022 ～2ndステージへ～	56
9 社会資本の適切な維持管理の推進	58

1 土木建築局の取組

(1) 令和3年度土木建築局の主な取組

豪雨災害からの復旧・復興

平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨など、県内各所で豪雨等による水害や土砂災害が発生し、甚大な被害が生じた。

県では、被災地における災害復旧事業や改良復旧事業による再度災害防止対策に最優先で取り組むとともに、被災者の住宅再建に向けた支援など、一日でも早い日常を取り戻すための取組を推進している。

【平成30年7月豪雨対応】

- | | |
|------------------------------------------|----------|
| ① 「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画」における緊急事業が概ね完了 | ① R3.6 |
| ② 災害復旧事業の推進 | ② R4.3 |
| ③ 熊野町川角地区における平成30年7月豪雨に対する土砂災害対策の完了 | ③ R4.3.8 |

- ① 「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画」における緊急事業が概ね完了した。
- ② 平成30年7月豪雨に伴う公共土木施設の災害復旧事業について、約9割の箇所（2,228箇所）の工事が完成した。
- ③ 平成30年7月豪雨に伴う土砂災害により甚大な被害をうけた熊野町川角地区において、すべての土砂災害対策が完了した。



「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画」における緊急事業が概ね完了（水尻川：呉市安浦町三津口）



熊野町川角地区における平成30年7月豪雨に対する土砂災害対策の完成

【令和3年豪雨対応】

- ① 災害復旧事業の推進
- ② 令和3年7月・8月豪雨による被災者に対する住宅再建に係る支援
- ③ 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」の策定・公表

- ① R3.7～
- ② R3.8～
- ③ R4.3.3

- ①令和3年7月・8月豪雨等により被災した公共土木施設の早期復旧に向け、災害復旧事業を実施している（査定決定ベース：930箇所、188億円）。
- ②令和3年7月・8月豪雨災害による被災者の自宅再建に係る支援を行い、賃貸型応急住宅については13世帯が入居した（全て広島市）。また、被災住宅の応急修理については広島市、安芸高田市、北広島町の3市町で合計68件の申込みがあり、このうち65件が完了した。
- ③令和3年7月・8月豪雨により甚大な浸水被害が発生した県内6河川について、再度災害防止の観点から、一連の区間において河道拡幅などによる改良復旧を行うこととし、対策の実施箇所や内容、スケジュール等を示した「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」をとりまとめ、公表した。

ごうのかわ たじりがわ

一級河川 江の川水系 多治比川 [安芸高田市吉田町]

令和3年8月豪雨により、多治比川(安芸高田市吉田町)において、堤防決壊や河川の氾濫により甚大な家屋等浸水被害が生じたことから、一連区間における河道拡幅及び橋梁架替等による改良復旧を行い、令和3年8月豪雨相当の洪水から家屋浸水被害を防止します。併せて、破堤区間の堤防強化や、安芸高田市による内水対策(検討中)、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

改良復旧区間②
L=1,800m

改良復旧区間①
L=1,100m

河道拡幅・堤防高上げ
堤防高上げ
河道拡幅

〈事業完了目標年度〉
令和9年度
〈事業費〉
改良復旧(調整中)
災害復旧 約5億円

河床掘削
河道拡幅
河床掘削

※主な対策手法のイメージです。

●対策手法(イメージ)

河道を拡幅したり、橋梁の架替により桁を上げるなど、河道の断面を大きくし、流下能力を向上させます。

〈下流部〉

河道拡幅
HWL

〈上流部〉

堤防高上げ
HWL

令和3年豪雨改良復旧プロジェクトの策定・公表

防災・減災対策の推進

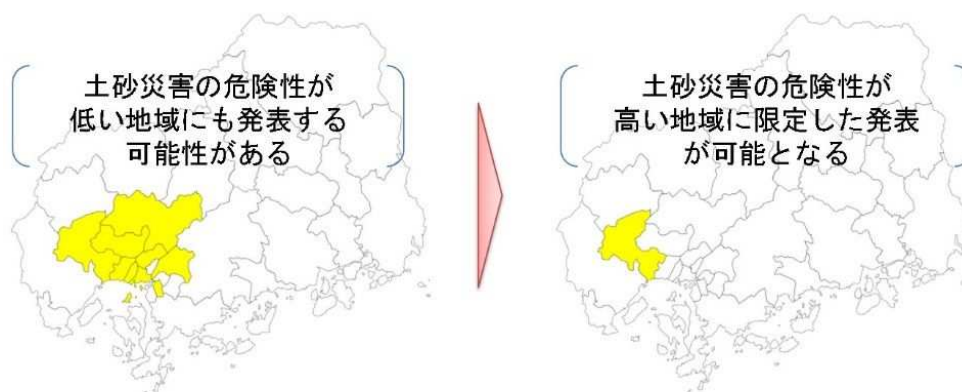
激甚化する気象災害や巨大地震による社会経済活動への影響を最小限とするため、効果的・効率的にハード対策を推進するとともに、デジタル技術を活用した防災意識の向上や、防災情報をリアルタイムで発信するなどのソフト対策により、災害に的確に備え、行動できる社会の構築に向けて取り組んでいる。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ① 広島市における土砂災害警戒情報の発表区域の変更 | ① R 3. 6. 8 |
| ② 道の駅「西条のん太の酒蔵」 防災道の駅に選定 | ② R 3. 6. 11 |
| ③ 土砂災害警戒区域等の3Dマップ表示の運用開始 | ③ R 3. 7. 27 |

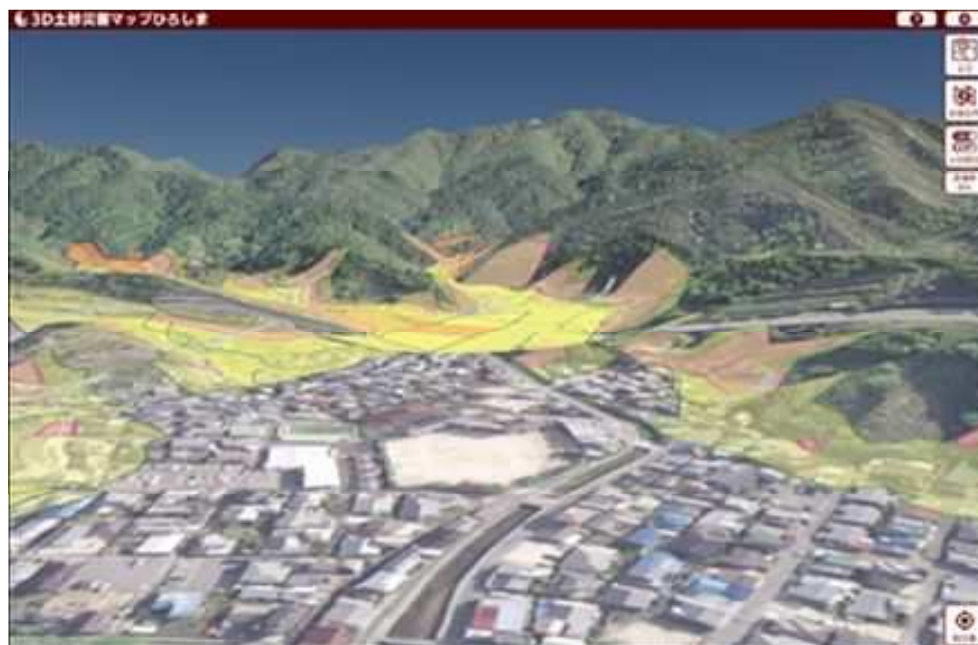
①広島市における土砂災害警戒情報の発表区域単位を市全域から行政区に分割した8区に変更した。

②東広島市に整備中の道の駅「西条のん太の酒蔵」が、広域的な防災機能を有する「防災道の駅」に選定された（R 3. 6. 11）。また、新たな道の駅として登録された（R 4. 2. 9）（開業はR 4. 7 予定）。

③地形を3次元で表した3Dマップ上に土砂災害警戒区域等を表示できる機能を追加し、県ホームページの「土砂災害ポータルひろしま」での運用を開始した。



広島市における土砂災害警戒情報の発表区域の変更



土砂災害警戒区域等の3Dマップ表示の運用開始

- ④ 水防法に基づく高潮浸水想定区域図の公表
- ⑤ 「Yahoo!防災速報」における「マイ・タイムライン」機能の実装
- ⑥ 全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図を作成し公表

- ④ R 3. 8. 19
- ⑤ R 3. 8. 31
- ⑥ R 3. 9. 22

- ④広島県沿岸で想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、想定される浸水の範囲等を公表した。
- ⑤県が企画段階から協力し、「Yahoo!防災速報」に「マイ・タイムライン」を作成できる機能を実装した。
- ⑥水害リスクの空白地域を解消するため、中小河川の洪水浸水想定区域図の作成を進め、全ての県管理河川及び国管理河川の洪水浸水想定区域図を「洪水リスクマップ」として公表した。



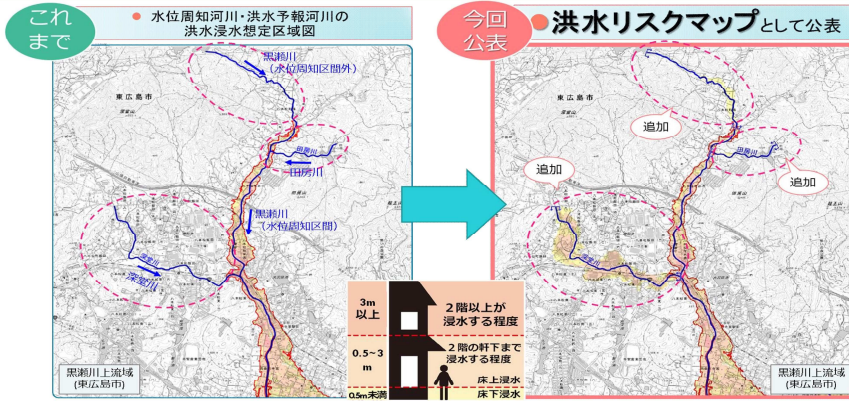
平時 | 防災タイムラインを作成

災害警戒時 | プッシュ通知～防災行動を確認

「Yahoo!防災速報」における「マイ・タイムライン」機能の実装

県内全河川の洪水浸水想定区域を示した『洪水リスクマップ』を活用しよう！（万が一に備えて、事前確認が重要！）

- ・水害リスク情報の空白地帯解消を目的として、水防法が改正（令和3年7月）
- ・水害リスク情報未提供であった中小河川について、想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成
- ・県内全ての国・県が管理する河川全てを合わせた「洪水リスクマップ」として公表（令和3年9月22日公表）



対象降雨：想定し得る最大規模（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1000（0.1%）以下）の降雨

詳しくは、下記のURL（広島県HP）及び右のQRコード（洪水ポータルひろしま）からご覧いただけます。
 トップページ＞組織ですが＞土木建築局＞河川課＞水防情報・防災情報＞洪水リスクマップを公表しました
 URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/kozui-riskmap.html>



全ての国・県管理河川の洪水浸水想定区域図を作成・公表

⑦ 広島県庁舎本館等の耐震化工事が完了

H31. 3. 5 ~
R 4. 2. 18



- ・3年に及ぶ県庁舎の耐震化工事が令和4年2月に完了した。

⑧ 一級河川江の川の上流域及び二級河川本川流域の特定都市河川の指定に向けた手続きに着手

R 4. 3. 28

- ・平成30年7月豪雨や令和3年7・8月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した江の川上流域及び本川流域を特定都市河川流域に指定し、流域治水を強力に推進していくため、中国地方初となる指定に向けた流域関係市町への意見聴取の手続きを開始した。

「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定します

広島県

流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

流域治水では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。

特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の大雨により、大規模な浸水被害が発生しました。そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた検討を進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の
加速化

雨水流出の
増加を抑制

流域の貯留・
浸透機能の向上

水害リスクを
踏まえた
土地利用

水害に強いまちへ

■ 流域内の次のような行為について広島県の許可が必要になります ■

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県の許可(貯留・浸透施設の整備)が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨量が増えるおそれのある一定規模以上の行為(雨水浸透阻害行為)に対して、その対策を義務付けるものです。

田畑(耕地)
↓
宅地

田畑(耕地)
↓
太陽光パネル

原野
↓
資材置場(未舗装)

資材置場(未舗装)
↓
駐車場

- 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可(対策)が必要となります
- 田畑や原野を、**宅地や舗装、資材置き場等**にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となる場合があります。

⑨ 二級水系流域治水プロジェクトの策定・公表

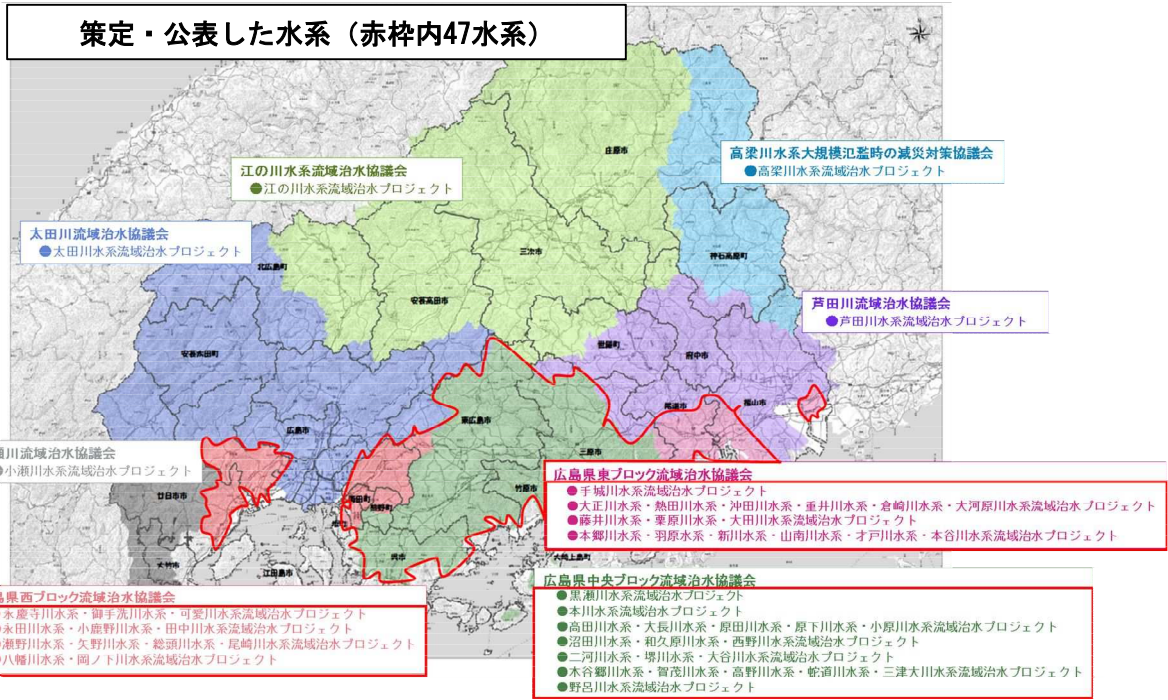
⑩ 国道2号 大野地区防災対策 事業化

① R4.3.30

② R4.3

⑨本県における二級水系について、「流域治水」を推進するために、流域全体で実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、策定・公表した。

⑩国道2号の廿日市市大野地区における防災対策事業の事業化が決定した。



二級水系流域治水プロジェクトの策定・公表

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

土木建築局では建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携して公共土木施設等のインフラをより効果的・効率的にマネジメントするための取組を推進している。

- ① 受注者間の協議・臨場等の高度化・効率化
- ② 県土全体の3次元デジタル化の推進

- ① R 3. 9. 22
- ② R 3. 10. 7

- ①受発注者の業務効率化を図るため、ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末等を活用し立会等を行う遠隔臨場を開始した。
- ②県土全体の3次元デジタル化に向け、D o b o Xと国が構築を進めている3次元点群共有プラットフォームを連携し3次元点群データの共同利用することを公表した。



県土全体の3次元デジタル化の推進
(中国地方整備局公表資料抜粋)

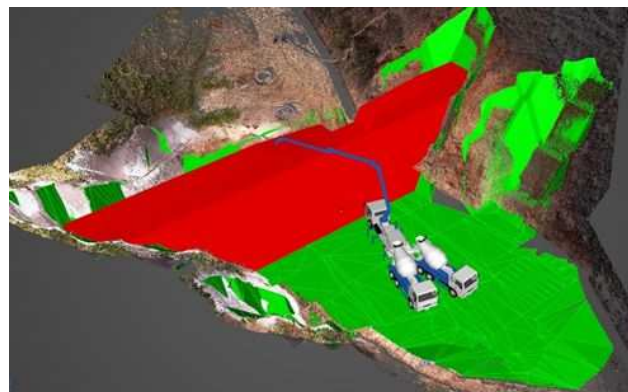
- ③ ドローンの共同利用の開始
- ④ 建設分野の生産性向上に向けたi-Constructionの推進
- ⑤ 「広島デジフラ構想」～デジフラ2ndステージへ～

- ③ R 3. 12. 3
- ④ R 4. 3. 3
- ⑤ R 4. 3. 3

- ③各建設事務所に配置するドローンを有効活用するため、環境県民局とドローンの共同利用を開始した。
- ④建設分野の生産性向上を図るため、主要な土木構造物に3次元モデルを活用するCIM業務や、ICT技術を建設現場に導入するICT活用工事の活用を拡大した（CIM業務12件、ICT施工21件）。
- ⑤建設分野におけるDX推進施策をとりまとめた「広島デジフラ構想」に、新たに空港、港湾、管理部門等の取組案を追加し「広島デジフラ構想2022～デジフラ2ndステージへ～」として改訂した。



ドローンの共同利用の開始



建設分野の生産性向上に向けたi-Constructionの推進
(作業計画の立案の事例)

道路ネットワークの充実・強化

① 広島市東部地区連続立体交差事業の鉄道工事に本格着手

R 3. 5. 24

- ・広島市東部地区連続立体交差事業の安全祈願祭を実施し、6月から鉄道工事に本格着手した。

② 広島呉道路4車線化 着工

R 3. 7. 18



- ・広島呉道路4車線化事業の工事が始まり、令和3年7月18日に着工式が開催された。

③ (主) 矢野安浦線(川角工区) 供用開始

R 3. 8. 5



- ・(主) 矢野安浦線(川角工区) を令和3年8月に供用開始した。

④ 海田大橋ETC通行料金の見直し

R 3. 10. 25

- ・港湾物流等の円滑化や利用者の利便性向上を図るため、ETC通行料金を終日半額とする料金改正を実施した。

⑤ (主) 高田沖美江田島線(高祖バイパス) 供用開始

R 3. 11. 8



- ・(主) 高田沖美江田島線(高祖バイパス) を令和3年11月に供用開始した。

⑥ 一般国道375号東広島呉自動車道阿賀 I C 立体化 完成

R 4 . 3 . 19



- 一般国道375号阿賀 I C 立体化 (L=0.9 km) が令和 4 年 3 月 19 日に完成した。

⑦ 向洋駅仮跨線橋及び北口仮駅舎の供用開始

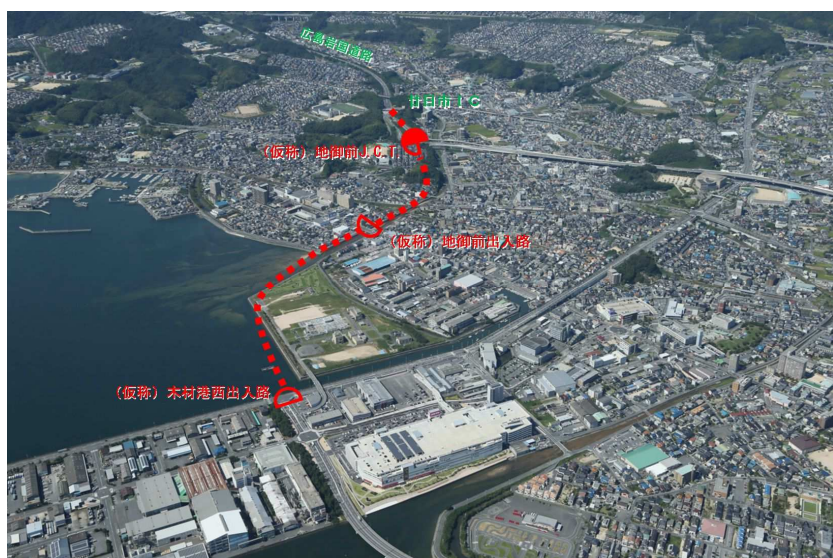
R 4 . 3 . 27



- 広島市東部地区連続立体交差事業により、向洋駅の仮跨線橋及び北口仮駅舎が完成し供用を開始した。

⑧ 国道 2 号広島南道路 (木材港西～廿日市) 事業化

R 4 . 3



- 国道 2 号広島南道路 (木材港西～廿日市) の事業化が決定した。

⑨ 浜田自動車道 4 車線化 事業化 (大朝 I C～旭 I C)

R 4 . 3

- 浜田自動車道の大朝 I C～旭 I C 間の一部 (L=11.2 km) について、4 車線化の事業化が決定した。

観光振興に資する集客・交流機能の強化

① (主) 靱松永線(仮称)靱トンネル工事契約

① R 3. 12. 21

② しまなみ海道自転車通行料金無料化の2年間の継続決定

② R 4. 3. 4

① (主) 靱松永線(仮称)靱トンネルについて、令和3年12月に工事契約を行った。

② しまなみ海道自転車道通行料金について、無料化措置が令和6年3月末まで2年間延長されることが決定した。



しまなみ海道自転車通行料金無料化の2年間の継続決定

空港の利便性強化

① 広島空港の民間運営開始

R 3. 7

・広島国際空港株式会社が広島空港の運営を開始し、連携して広島空港の将来ビジョンを実現するため県とパートナーシップ協定を締結した。

港の基盤整備

① 福山港箕沖地区岸壁供用

① R 4. 3. 21

② 広島港出島地区岸壁整備 事業化

② R 4. 3. 25

① 国土交通省・広島県が工事を進めてきた福山港箕沖地区岸壁が完成した。

② 広島港出島地区のコンテナ物流機能強化のため、関係経済団体等と要望していた岸壁整備の事業化が決定した。

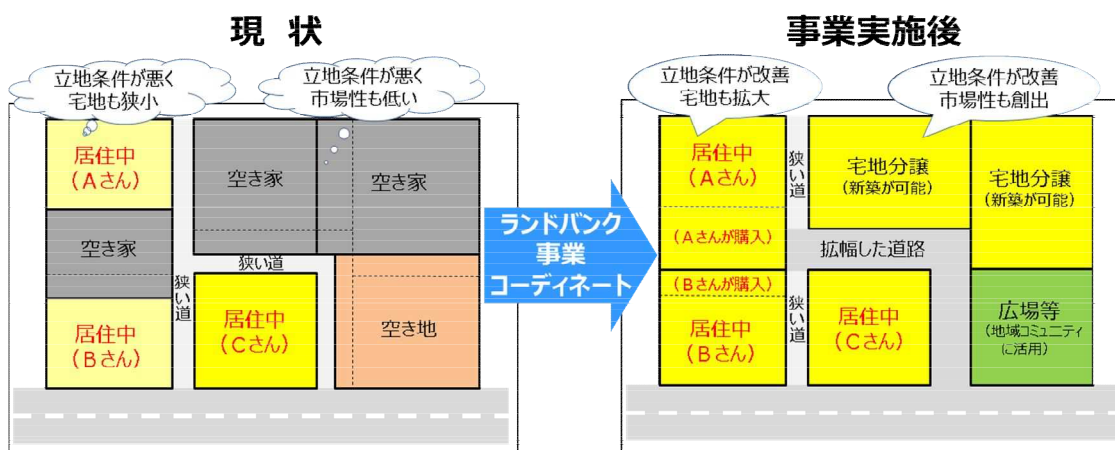
持続可能なまちづくり

① 広島型ランドバンク事業におけるモデル地区の決定

R 3. 4. 24

- ・ 利便性の高い集約型都市構造の形成に向け、令和2年度から全国的に事例の少ないランドバンク事業の検討を進め、令和3年4月に広島型ランドバンク事業のモデル地区として、三原市本町地区を決定した。

※ランドバンク事業：空き家や空き地などの未利用ストックについて、接道状況や土地形状の改善を図り、土地に付加価値を与え、市場性のあるストックを生み出す事業。



② ゆとりと魅力ある居住環境の創出モデル事業におけるモデル地区の決定

R 3. 5. 19



- ・ 地域特性を生かしたゆとりと魅力ある居住環境の創出に向けて、市町が取り組む居住環境の将来ビジョンの策定等を支援するため、令和3年5月にモデル地区として、東広島市の広島大学周辺エリアを決定した。

③ 福山市三之丸町地区再生促進事業

R 3. 6. 15~



- ・ 令和3年6月15日に中棟の建築工事に着手し、令和4年2月に3階以上（事務所・商業施設）の一部を供用開始した。
- ・ 令和3年11月15日に北棟の建築工事に着手した。

④ 土砂災害特別警戒区域の逆線引きに関する取組方針の策定

R 3. 7. 30

- ・将来に渡って安全・安心に暮らせる持続可能なまちづくりを推進するため、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を対象に、開発を抑制する市街化調整区域に編入する取組「逆線引き」を全国に先駆けて実施することとし、今後の進め方などを盛り込んだ取組方針を策定した。



⑤ 「ひろしま はなのわ ビジョン」の策定

⑤ R 3. 11

⑥ 基町相生通地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定

⑥ R 4. 3

⑦ 「ひろしま公園活性化プラン」の策定

⑦ R 4. 3

⑧ 住生活基本計画（広島県計画）の変更

⑧ R 4. 3

- ⑤ 「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」の開催を契機として組織したひろしまはなのわ魅力推進協議会により、花や緑の多面的な機能を生かした地域づくりのビジョンである「ひろしま はなのわ ビジョン」が策定された。
- ⑥ 広島市基町相生通地区において、業務・ホテル等からなる複合施設等の整備によるにぎわいと魅力ある都市空間の形成に向けた第一種市街地再開発事業が都市計画決定された。
- ⑦ 社会資本未来プランの公園分野の計画として「ひろしま公園活性化プラン」を策定した。
- ⑧ 全国計画の変更を受け、本県における社会情勢の変化や住宅事情を踏まえ、「適散・適集の地域づくり」に向けた、広島らしい魅力ある居住環境の実現を目指すことを基本方針とし、変更した。

ひろしまの建築物のブランド化

- ① 「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2021@びんごふちゅう」の開催
- ② 「ひろしまたてもものがたりフェスタ2021」の開催

- ① R3.5.25
～10.30
- ② R3.11.5
～7

- ①魅力ある建築物の創造に向けた人材育成の一環として、府中市と共催で学生を対象とした設計コンペを実施した（市町との共催は初）。
- ②県内の魅力ある建物を発掘・発信する県民参加型のプロジェクト「ひろしまたてもものがたり」の一環として、実行委員会主催による建物一斉公開イベントを開催した。



「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2021@びんごふちゅう」の開催



「ひろしまたてもものがたりフェスタ2021」の開催

公共土木施設を活用した多様な主体との連携

- ① ポートパーク福山でネーミングライツ事業開始
- ② 県立都市公園でネーミングライツ事業開始

- ① R4.1.1～
- ② R4.2.1～

- ①ポートパーク福山のネーミングライツパートナーにヤマネホールディングス（株）を選定し、愛称を「山根木材ポートパーク福山」に決定した。
- ②県立びんご運動公園のネーミングライツパートナーに（株）カタオカを、県立みよし公園のネーミングライツパートナーに（株）電光石火を選定し、それぞれの愛称を「こぎかなくんスポーツパークびんご」，「電光石火みよしパーク」に決定した。

(2) 指標で見る土木建築局

県道実延長



3,696km 全国7位

資料出所:道路統計年報2021

高速自動車国道延長



387km 全国4位

資料出所:道路統計年報2021

県管理河川延長



2,743km 全国13位

資料出所:道路河川管理課調べ(R3.4.30現在)

土砂災害発生件数



1,753件 全国1位

資料出所:国土交通省砂防部(R3.12.22)

※過去10年間(H24~R3)

土砂災害警戒区域数



47,724箇所 全国1位

資料出所:砂防課公表(R4.3.24)

船舶乗降人員数(厳島港)



4,417,298人 全国1位

資料出所:港湾統計年報(R2)

プレジャーボート総隻数



14,307隻 全国1位

資料出所:平成30年度プレジャーボート全国実態調査

都市公園等箇所数



3,234箇所 全国10位

資料出所:国土交通省(R3.3.31)

公共下水道普及率



76.4% 全国20位

資料出所:国土交通省(R3.3.31)

総住宅数



1,431千戸 全国11位

資料出所:総務省統計局(R元.9.30)

着工新設住宅戸数



18,099戸 全国12位

資料出所:令和3年度国土交通省

2 令和4年度土木建築局行政の基本方針

(1) 予算編成のポイント

- (1) 平成30年7月豪雨災害や令和3年7月・8月豪雨災害等による被災地の一日も早い復旧・復興に向けて，災害復旧事業や再度災害防止対策等に，引き続き全力で取り組む。
- (2) 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため，国の「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用しながら，「社会資本未来プラン」に基づく各施策を着実に推進する。

[施策Ⅰ] 安全・安心を支える総合的な県土の強靱化

- 防災・減災対策の充実・強化
- 安全で快適な交通環境づくりの推進

[施策Ⅱ] 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

- 経済・物流を支える基盤の強化
- 集客・交流機能の強化とブランド力向上

[施策Ⅲ] 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

- コンパクトで持続可能なまちづくりの推進
- 環境保全と循環型社会の構築

[共通施策] 社会資本の適切な維持管理の推進

- 修繕方針に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進

[効果を高めるための施策] 広島デジフラ構想の推進

デジタル技術を最大限活用したインフラマネジメントの推進

- インフラマネジメント基盤「D o b o X」の運用開始
(情報の一元化・オープンデータ化，データ連携，3Dデータ活用 等)
- 施設の維持管理の高度化・効率化（路面性状の把握技術の構築等）
- 災害リスク情報の高度化（洪水予測システム構築等） 等



※ D o b o Xとは…インフラマネジメント基盤の呼称，土木×DX=ドボックス

※ 令和4年度当初予算，令和3年度2月補正予算，令和3年度12月補正予算を一体的に編成

(2) 土木建築局における施策体系と主な施策

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
安全・安心を支える総合的な県土の強靱化			
取組方針① 防災・減災対策の充実・強化			
	「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用した県土の強靱化	激甚化・頻発化する気象災害や巨大地震による社会経済活動への影響を最小限とするため，国の「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し，防災・減災対策の充実・強化を図り，県土の強靱化に取り組む。	土木建築総務課
	災害に強い道路ネットワークの充実	平成30年7月豪雨災害や令和3年7月・8月豪雨災害，東日本大震災，熊本地震等を踏まえ，大規模災害の発生に備えた社会インフラの整備として，災害時の緊急車両の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため，緊急輸送道路の機能強化や災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保を計画的に推進する。	道路整備課 都市環境整備課
	総合的な河川防災対策の推進	平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨等による災害の発生など，気候変動による豪雨等が激甚化・頻発化している中，効果的に事前防災を進めるため，人口・資産の集積状況や防災拠点等の立地状況など，河川の氾濫による社会的影響を考慮し重点化を図った上で，ハード対策を進める。 また，施設の能力を上回る洪水から人命を守る取組として，よりきめ細かな河川防災情報の提供や，水害リスクを正しく理解してもらうための情報発信など，住民の主体的な避難行動につながるソフト対策の充実・強化を図る。 さらに，事前防災を加速するため，流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を展開し，多様な主体の様々な取組を流域一体となって進めていく。	河川課
	地震・高潮対策の推進	人口・資産が集中する本県の沿岸域は，高潮や波浪等によって度重なる被害を受けてきた。 このため，東日本大震災を踏まえた国による防災対策の方針に基づき，本県においても適切な対応を図っていくとともに，効率的かつ計画的に地震・高潮対策を進め，「安全・安心」を実感できる地域づくりを推進する。	河川課 港湾漁港整備課
	土砂災害防止対策の推進	平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨の被災地における再度災害防止に最優先で取り組む。 また，今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため，効果的なハード対策を着実に進めるとともに，県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。	砂防課
	建築物・住宅の耐震化の促進	大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物，早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物，耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について，建築物所有者の負担軽減につながる支援を行うことにより，耐震化の促進を図る。	建築課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
取組方針② 安全で快適な交通環境づくりの推進			
	放置艇対策の推進	公有水面に係留されているプレジャーボート等の放置艇に対する規制強化及び所有者の意識改革を進めることにより、災害時の放置艇流出被害の防止及び係留保管の秩序の確立による公有水面利用の適正化を図る。	道路河川管理課 港湾振興課
	交通安全施設等整備の推進	学校に通う児童，高齢者や障害者をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成するため，通学路の安全確保，歩行空間のバリアフリー化，交通事故の対策など，安全で快適な道路空間の形成を推進する。 特に通学路については，令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け，教育委員会や警察等の関係機関と連携して実施した通学路合同点検の結果を踏まえて，地域の実情に対応した効果的な対策に取り組む。	道路整備課
交流・連携を支えるネットワークの充実・強化			
取組方針③ 経済・物流を支える基盤の強化			
	新たな経済成長を支える物流基盤の充実・強化	本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため，アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。 また，本県の強みである井桁状の高速道路ネットワークを生かしたICアクセス道路の整備，高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地をつなぐ広域交通ネットワークの強化などにより，企業活動を支え，生産性向上に資する物流基盤の充実・強化を推進する。	道路企画課 道路整備課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
	広島高速道路及び関連道路の整備推進	広島都市圏が，中四国地方の中核都市として，更に拠点性を高めていくためには，定時性・高速性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっている。 このため，広島都市圏の自動車専用道路網を構成する路線について「指定都市高速道路」として，段階的に整備を進めることとしている。 令和4年度は，引き続き，広島高速5号線の整備を促進するとともに，広島高速2号線大州出入路へのアクセス道路である一般県道広島海田線の整備を推進する。	道路企画課 道路整備課
	広島空港へのアクセス強化	広島空港への高いアクセシビリティの実現に向けて，道路の速達性の向上，及び定時性や多重性の確保に取り組む，広島都市圏からのアクセスの機能強化を推進する。	道路企画課 道路整備課
取組方針④ 集客・交流機能の強化とブランド力向上			
	観光周遊を促進する道路ネットワークの強化	本県は，豊かな自然や歴史的な町並み，風光明媚なサイクリングロードなど，国内外からの観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源を多数有している。 こうした本県の強みを生かし，インバウンド効果を高め，更なる観光交流人口，観光消費額の増加や観光客の満足度向上につなげるため，井桁状高速道路ネットワークを最大限活用した道路ネットワークの強化や近隣県と連携した広域的な周遊を促す道路整備により観光振興を図るとともに，「しまなみ」を核としたサイクリングネットワークの形成とサイクリングロードのブランド力向上に取り組む。	道路企画課 道路整備課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
	鞆地区振興推進費	鞆地区の再生・活性化に向けたまちづくりを促進するために、生活利便性の向上や安全・安心の確保などを図ることを目的とした鞆地区の地域振興に係る事業について、福山市と連携・協力し、地元住民の方々と意見交換を重ねながら、取組を進める。	道路整備課 港湾漁港整備課 地域力創造課 (地域政策局)
	広島空港の拠点性強化【一部新規】	空港運営権者や関係機関と連携し、広島空港の航空ネットワークの拡充や空港アクセスの利便性向上等に取り組むことにより、国内外のビジネス、観光等の交流を拡大するとともに、県民の利便性を高める。	空港振興課
	みなとの賑わいづくりの促進	「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、多くの人々が訪れ、憩い、楽しめる、活気と賑わいのある魅力的な空間を創出するため、みなとを臨海部の賑わい拠点として整備し、観光・交流機能の強化を図る。	港湾漁港整備課

魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

取組方針⑤ コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える社会資本整備の推進	円滑な都市活動を支え、都市活動の活性化を図ることで魅力ある地域環境を創出する。 「広島県中山間地域振興条例」に掲げる豊かで持続可能な中山間地域の実現を目指し、地域の自立を支える生活交通の確保・地域連携や、中心市と周辺地域の機能連携を促進することにより、地域社会の活性化を図る。	道路整備課 都市環境整備課
安全で快適に暮らせる居住環境の創出	人口減少下においても、県民生活や地域経済などを将来にわたって維持していくため、災害リスクが低く利便性の高いエリアへ居住が誘導された集約型都市構造を形成するとともに、地域の特性を生かした魅力的なまちづくりの推進を図る。	都市計画課 住宅課
地域特性を生かした魅力あるまちなみづくりの推進	魅力あるまちなみづくりに取り組む市町と連携して、魅力ある景観等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、本県における集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。	都市計画課
交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業等の推進	広島都市圏東部地域において、広島市と共同で実施する鉄道の高架化と併せて、関連する都市計画道路の整備や土地区画整理事業を促進することにより、都市交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	都市環境整備課
活力と魅力ある都市再生の推進【一部新規】	県の中核拠点性の向上に資する基町相生通地区の市街地再開発事業を支援し、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとしてふさわしい都市空間の整備を図る。 県の発展に重要な地区において、まちづくりの中核となる施設を整備することにより、地域の活性化につなげるとともに、県の広域的ポテンシャルの向上を図るため、広域交通結節点として県東部地域の拠点である福山駅周辺地区の再生を支援する。	都市環境整備課 建築課

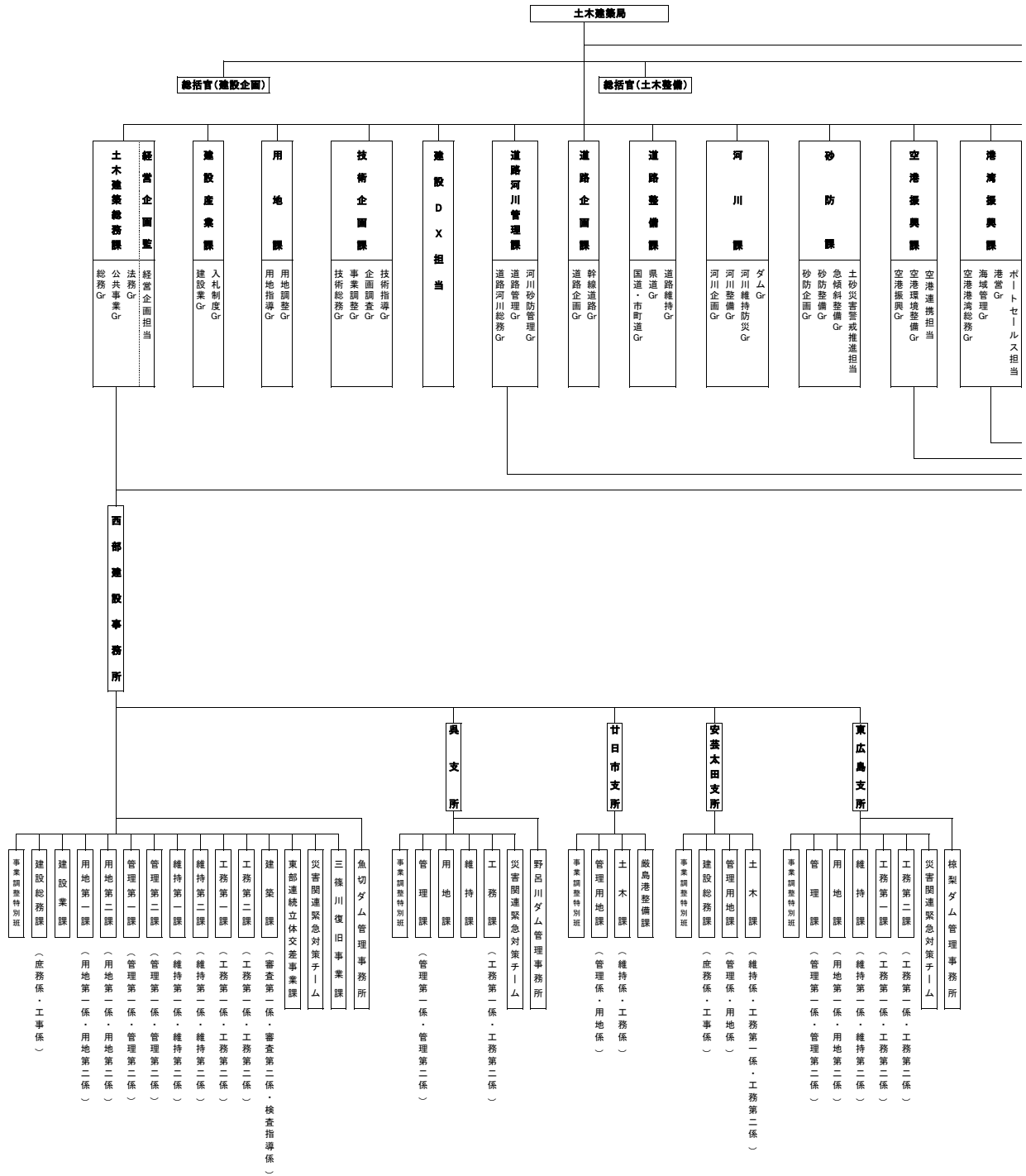
施策体系	主な施策	事業概要	担当課
	ゆとりと潤いのある都市空間の創出【一部新規】	<p>公園・緑地等のオープンスペースの充実により、ゆとりと潤いのある都市空間の創出を図り、人を惹きつける活力のあるまちづくりを推進する。</p> <p>また、第37回全国都市緑化ひろしまフェア（ひろしまはなのわ 2020）で生まれた、全県的なつながりのもと、花や緑の持つ多面的な機能を生かした地域づくりを推進する。</p>	都市環境整備課
	誰にでもやさしい安心した暮らしの確保	<p>誰にでもやさしい安心した暮らしの確保の一環として、低額所得者の良好な住環境を確保するため、「県営住宅再編5箇年計画」に基づき、県営住宅の再編整備及び既存住宅の長寿命化工事等を行う。</p>	住宅課
	移住定住に向けた空き家の有効活用の促進	<p>空き家に関する対策については、市町や関係団体等の取組を、県が広域的な視点から支援することとしており、広島県空き家対策推進協議会等の会議を通じて、県内市町の先進事例等の情報を共有するとともに、専門家派遣により、市町や地域が抱える課題の解決を図る。</p> <p>また、移住者受入れの基盤となる空き家バンクの充実等を支援することで、市町が取り組む空き家対策の推進を図るとともに、空き家バンクの効果的な情報発信により、移住希望者とのマッチングを促進する。</p>	住宅課
	ブランド向上に資する魅力ある建築物の創造	<p>本県のブランドイメージの向上を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信やクリエイティブな人材の育成などを積極的に推進する。</p>	営繕課
取組方針⑥ 環境保全と循環社会の構築			
	汚水処理対策の推進	<p>汚水処理対策は、快適な生活環境を創造するとともに、水質改善と健全な水環境の維持・回復を図るものであり、各種汚水処理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等）の整備を効率的かつ計画的に進めるため、「広島県汚水適正処理構想」に基づき、各市町と連携を図りながら汚水処理施設の整備を推進する。</p>	港湾漁港整備課 都市環境整備課
社会資本の適切な維持管理の推進			
	効果的・効率的な維持管理の推進	<p>社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、建設後50年以上を経過する施設が20年後には橋梁で約8割、砂防堰堤で約9割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の更なる強化が必要となっている。</p> <p>「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、防災・減災や県土の強靱化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策を実施する。</p> <p>また、「建設分野の革新技術活用推進事業」により、これまでの施設の長寿命化に加え、インフラの整備・維持管理の効率化・高度化に資する革新技術の活用を推進する。</p>	技術企画課 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
	計画的な県土保全対策の推進	<p>中山間地域をはじめとした各地域の特色に合わせて県民の安全・安心を確保していくために、県土の基盤である社会資本を適切に維持管理していくなどの県土保全対策に重点的に取り組む。</p>	道路整備課 河川課

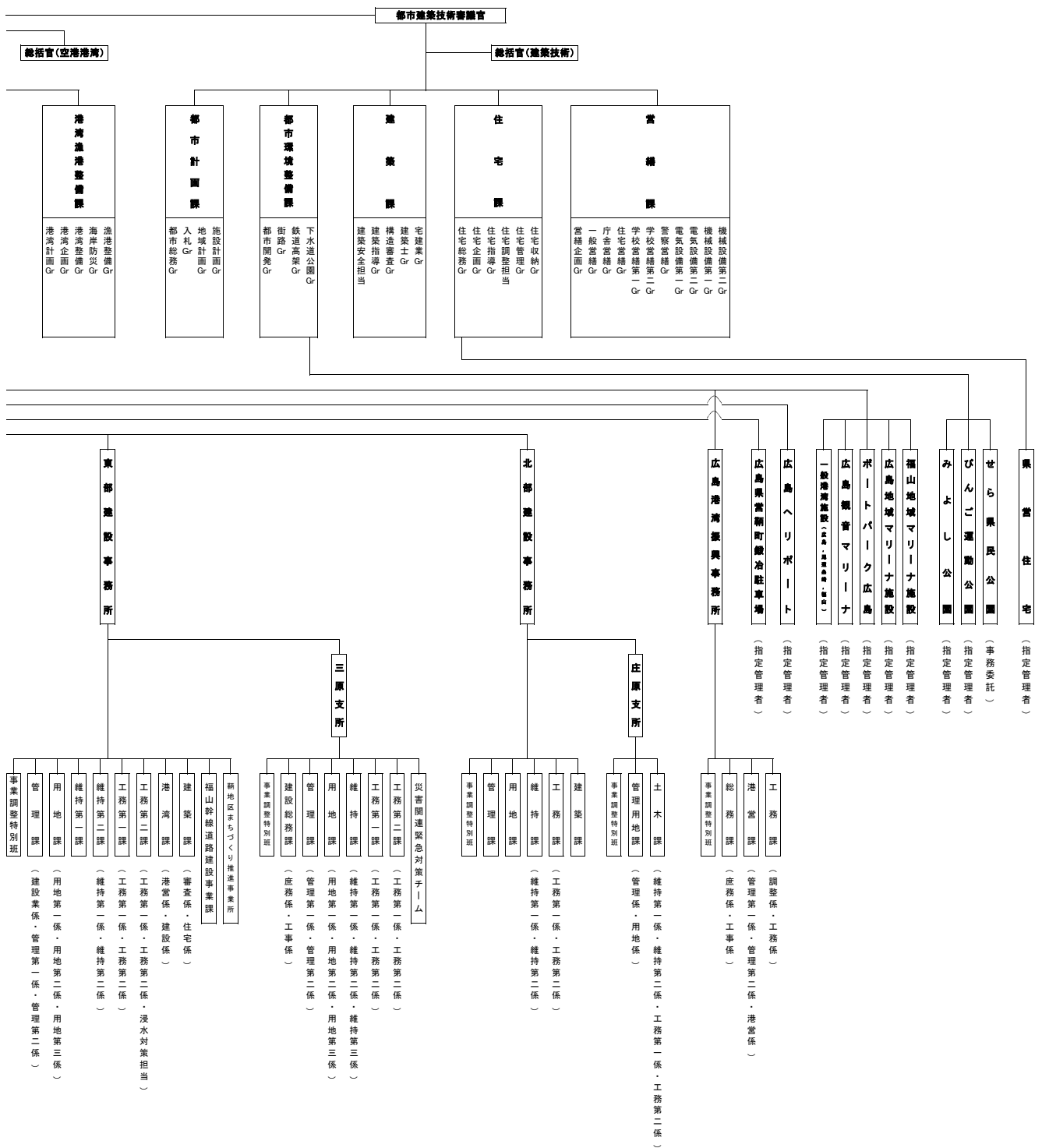
施策体系	主な施策	事業概要	担当課
デジタルトランスフォーメーション（広島デジフラ構想）の推進			
	デジタル技術を活用したインフラマネジメントの推進	<p>社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用した、より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進し、県民の安全・安心や利便性、建設分野の生産性を向上させる。</p> <p>さらに、県が保有する様々なインフラデータを誰もが活用できるようオープンデータ化し、民間企業等との連携を推進することで、防災・物流・交通・観光など幅広い領域において、官民データを組み合わせた新しいサービスや付加価値の創出を目指す。</p>	建設DX担当 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市計画課
計画的に推進するための取組			
社会資本を支える担い手の確保・育成			
	建設技術者等の確保	<p>県民の安全・安心を守るための防災・減災対策等を推進していくに当たり、県内建設業者において、工事を着実に実施していけるよう、不足している建設技術者等の確保を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図る。</p>	建設産業課
多様な主体との連携			
	ひろしまアダプト活動の推進	<p>官民協働で道路や河川等の公共土木施設の環境美化に取り組むため、アダプト活動※認定団体に対し、活動経費の一部を支援する。</p> <p>このことにより、新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し、県民の公共施設への愛着心の醸成や住民主体の地域づくりの推進を図る。</p>	道路河川管理課

3 土木建築局行政組織

令和4年度土木建築局

(1) 組織図





(2) 職員現員表

(令和4年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員 (7/7/7/1)	再任用 職員 (3/4勤務)	合計	派遣	職員 総数	派 遣 の 内 訳		
		土木	建築	その他	小計								
本 庁	土木建築総務課・経営企画監	27	4	1	5			32	52	84	広島市	1	
	建設産業課	10		1	1			11		11	呉市	1	
	用地課	9		1	1			10		10	竹原市	1	
	技術企画課	5	18		18			23		23	三原市	1	
	建設DX担当	1	4		4			5		5	福山市	1	
	道路河川管理課	20			0		2	22		22	三次市	1	
	道路企画課		8		8			8		8	大竹市	1	
	道路整備課		16		16			16		16	廿日市市	2	
	河川課		18		18	1	1	20		20	安芸高田市	1	
	砂防課	1	15		15			16		16	江田島市	1	
	空港振興課	11	1		1			12		12	熊野町	1	
	港湾振興課	23			0		1	24		24	坂町	1	
	港湾漁港整備課		18		18			18		18	熊本県球磨村	1	
	都市計画課	8	8	4	12	1	1	22		22	計	14	
	都市環境整備課		13	5	18			18		18	土地開発公社	3	
	建築課	4		14	2	16		20		20	道路公社	5	
	住宅課	10		19	19	1		30		30	広島高速道路公社	23	
	営繕課			35	23	58	4	62		62	住宅供給公社	1	
	計	129	123	80	25	228	7	5	369	52	421	日本下水道事業団	1
	地 方 機 関	西部建設事務所	61	83	12	95	6	5	167		167	(株)港湾管理センター	2
呉支所		19	38		38	2	2	61		61	広島県土木協会	3	
廿日市支所		15	30		30		2	47		47	計	38	
安芸太田支所		20	30		30	2		52		52	合 計	52	
東広島支所		21	54		54	4	6	85		85			
東部建設事務所		36	78	9	87	3	2	128		128			
三原支所		32	57		57	4		93		93			
北部建設事務所		13	33	6	39	2		54		54			
庄原支所		12	27		27	3		42		42			
広島港湾振興事務所		22	20		20	2	2	46		46			
計	251	450	27	477	28	19	775	0	775				
合 計	380	573	107	705	35	24	1,144	52	1,196				

(3) 地方機関等の位置等

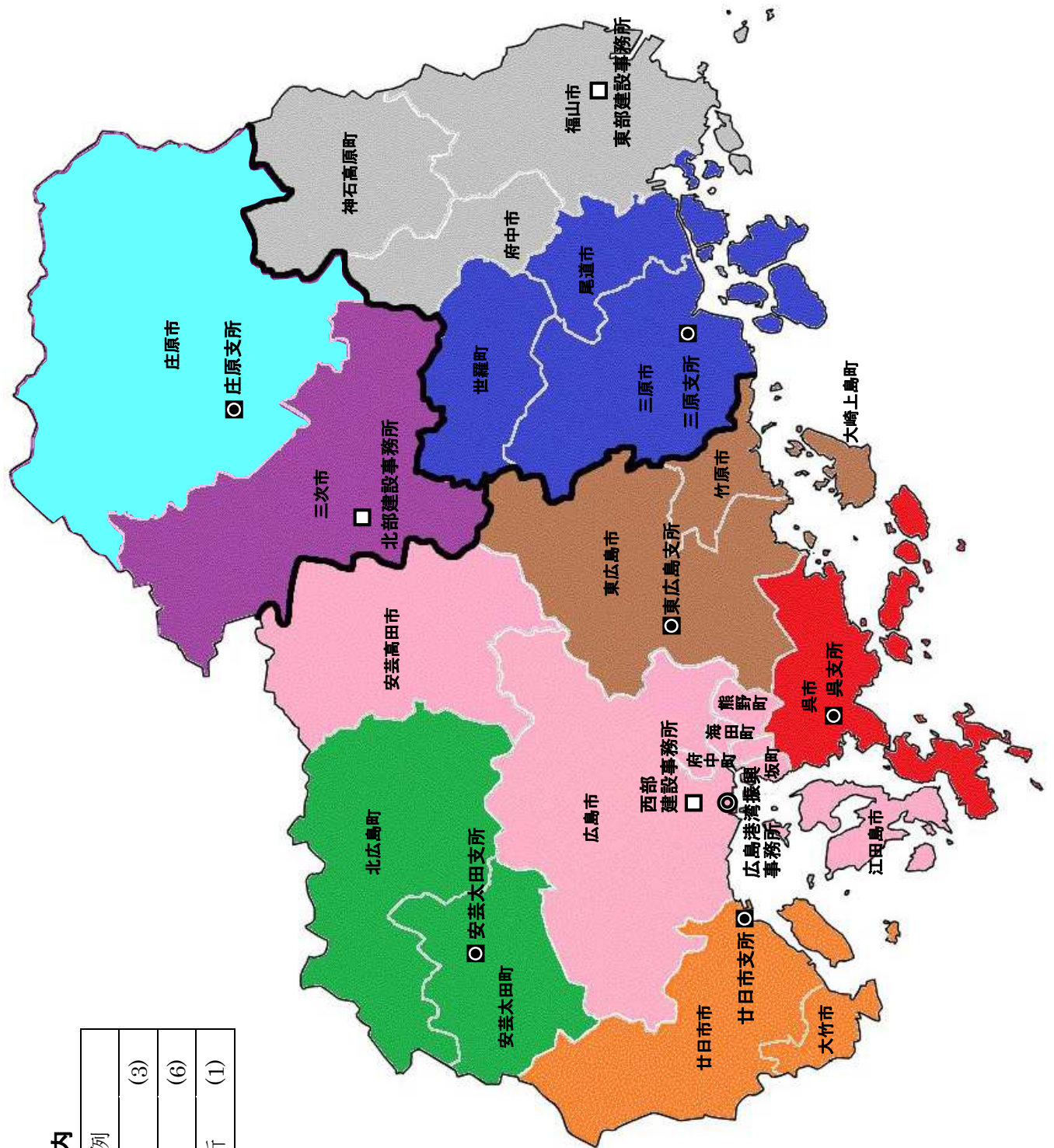
(行政機関)

名 称	位 置 号 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する事務については, 庄原市を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港, 鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五日市漁港及び広島市似島海岸 (地先海面を含む)	

(4) 管内要図

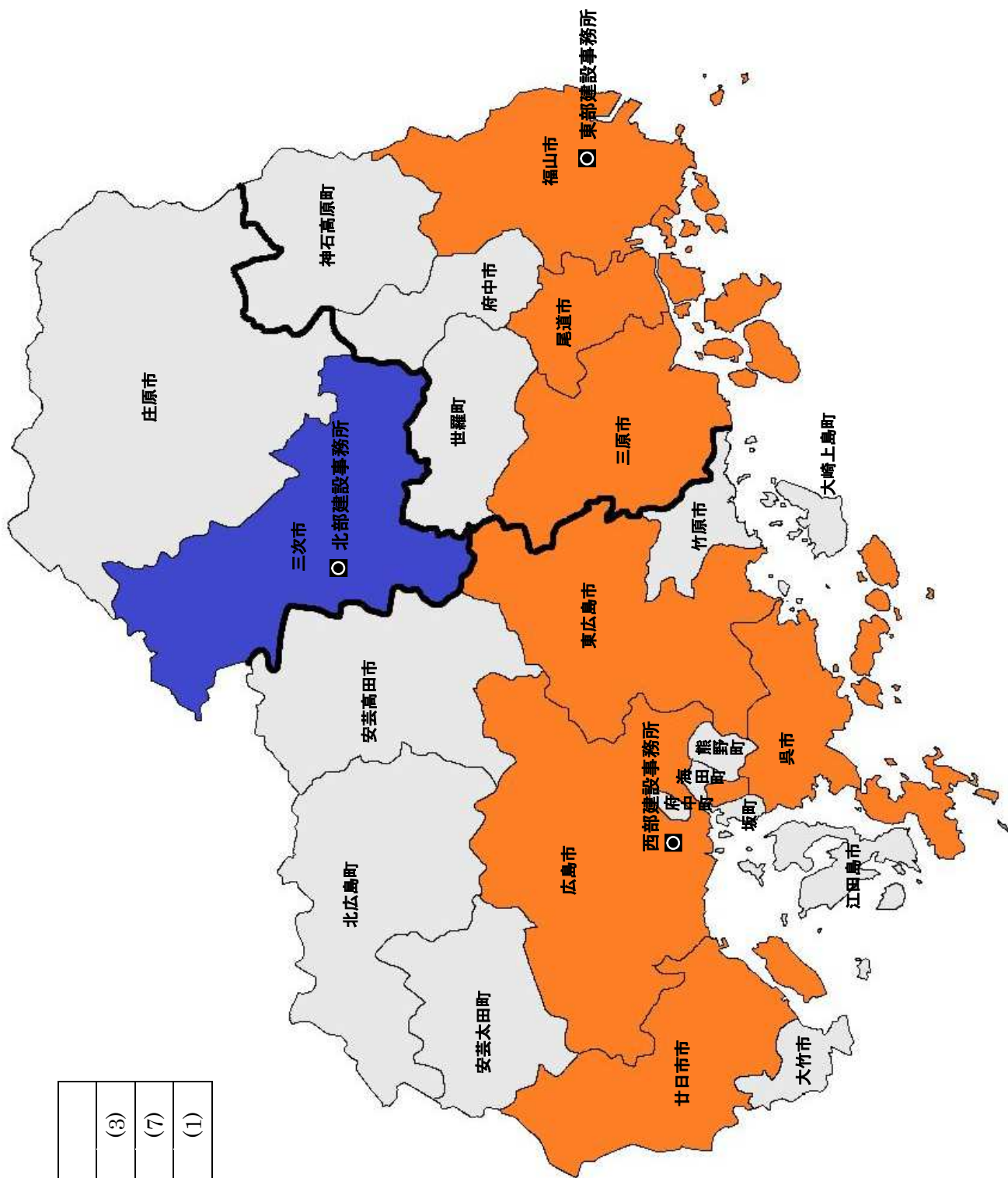
ア 土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)



イ 建築行政管内

凡	例
●	建設事務所 (3)
■	特定行政庁 (7)
■	限定特定行政庁 (1)



(5) 土木建築局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（3課） 建築課，住宅課，営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 〔8課 監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課〕	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所（広島，呉，三原，福山，三次）， 土木事務所（廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原）に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置→49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
平成 2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1課 1室 新空港地域整備室, 港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課, 都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及び通勤飛行場整備室を設置	
5.10.29	通勤飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3.31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3.31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及びび室を設置 7総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木(建築)事務所を廃止し、地域事務所建設局(支局)を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3.31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3.31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局 3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
24. 11. 15		<p>広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置</p>
25. 4. 1	<p>漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称</p> <p>1局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成27. 3. 31		広島ヘリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	<p>局名を土木局から土木建築局に、土木総務課を土木建築総務課に改称</p> <p>土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂法指定推進担当を設置</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
31. 4. 1	<p>都市計画課及び下水道公園課を再編整備し、都市計画課及び都市環境整備課に改組し、下水道公園課を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
令和2. 4. 1	<p>土砂災害警戒区域等の指定完了に伴い、土砂法指定推進担当を廃止</p> <p>1 局 土木建築局 17課 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	
3. 4. 1	<p>「広島デジフラ構想」に基づき、建設分野においてデジタル技術を最大限活用した幅広い取組を推進していくため、建設 DX 担当を設置</p> <p>1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課</p>	